

JBCF 競技審判運営委員会よりのお知らせ

1. 2011 年度 JCF 競技規則改定についての JBCF での運用方法

A. 競技ライセンスの大会での不携帯について

昨年度までは不携帯についてはペナルティーとして対応していましたが、今年度より不注意で不携帯だった者は、何らかの手段により JCF 競技者登録されている事が確認出来れば大会に参加する事を許可します。但し、登録されている事が確認できない場合は、大会に参加する事が出来ません。

B. 出走サインの未記入について

UCI・JCF 競技規則の改定に伴い、「サイン未記入の場合スタートが出来ない。」となりました。出走サインは契約書であり、規則、ドーピング規定を遵守するという意味合いがあります。今年度より JBCF おいては、以下のように運用する事にします。

なお、カテゴリー P1, E1: 出走サインをしなかった者は、DNQ 扱いとする。DNQ=失格
カテゴリー E2, E3, F1, F2: 出走サインをしなかった者は、ペナルティーを課すことで特例として出走を認める。但しこの特例は、シーズン中一度限りとし、2 度目よりは DNQ 扱いとする。

C. 競技者の服装について

アームウォーマーの着用はシーズン通して許可する。

レッグウォーマーの着用の可否は、大会当日の監督会議時まで決定する。

通常のレーサーパンツは膝上までのパンツの事で、膝が出ていることが必要である。

尚、怪我の治療などのために特別にレッグウォーマーを着用を要求する者は、出走サインまでに審判長・競技委員長に申し出る事。

D. 競技走行中の撮影について

最近、YouTube などの動画投稿サイトに競技走行中の映像が流れる事があります。

安全の観点より、競技走行中の撮影行為は禁止します。

機器の取り付け・撮影行為の確認により競技者はDNQ扱いとし、競技者・チームに対してペナルティーを課します。後日、動画投稿サイトにアップロードされている事の確認された場合も同じ対応とします。

JBCFは広報活動を更に推進していきますので、ご理解とご協力をお願いします。

2. 自転車乗車のマナーについて

昨今多くなりつつある自転車事故の報道に懸念を感じずにはおれません。

公道を気持ちよく提供してもらって競技が出来るのであって、それを妨げる行為は慎むべきです。昨年も大会当日に地元民や警察から何度か注意を受けています。

普段から、以下のことにご協力をお願いします。

a. 自転車乗車中はヘルメットをきちんと着用する。

顎ヒモが緩んでいては首を損傷することがあるので、適当な長さに調整しましょう。古くなったヘルメットは買い換えましょう。

b. 道路交通法を遵守してください。

信号を守る。手信号を出す。歩行者などの横を抜ける際は徐行してください。

JBCF登録者として、自他への気遣いをもって練習に励んでください。

以 上